

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)	
地域名 (地域内農業集落名)	小泉市場地区 (小泉町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月15日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

小泉市場集落はかつて専業農家も多く、水稻栽培が盛んであったほか、メロンやイチゴ等の野菜も販売されていた。現在は宅地化等により農地面積も減少し、専業農家が数件あるほかは兼業農家がほとんどである。農業後継者については集落の6割以上の農家に後継者がおらず、高齢化と後継者不足が進んでいる状況である。農地の状況としては、一部野菜が栽培されているほかは水稻作付がほとんどであり、地域の担い手が耕作されなくなった農地での水稻栽培を積極的に行っているほか、定年退職後の兼業農家も耕作を行っており、遊休農地はほとんど無い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在、集落内で農業を行っている中心経営体は水稻作付が中心であり、この担い手に集約・集積していく事により地域農業の維持拡大を行う。また、新たに位置づけられる担い手についても水稻作付が中心となるため、集落全体として水稻を中心とした営農により農業の維持を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を目指し、分散している圃場が担い手に集約され、効率的に耕作できるようにしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借に関する周知が進んでいないため、農地中間管理制度への理解が得られるよう努める。今後、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、農地中間管理機構に順次登録を行い、担い手への集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道、用排水路の補修なども行い、営農環境の整備に努める。また、農地区画の整理、不成形・小規模水田の解消も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
すでに集落の中で中心的経営体となっている農業者に農地を集約・集積をしつつ、定年退職等により本格的に耕作をするようになった農業者も集落内の担い手として位置づけるなどして担い手を確保・育成してゆく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

担い手に農地を集約・集積していく事により農地を維持していく。集落全体として遊休農地はほとんど無い現状の良好な状態を維持していく。